

石川県公報

平成30年9月28日

第13143号(金曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目 次

| | | | |
|-------------------------|---------|---|-------------------------------|
| 告 示 | | | |
| ○自衛官候補生の募集 | (市町支援課) | 1 | ○予防接種を行う医師に係る変更の公告 (同) 7 |
| ○指定居宅サービス事業者の事業の廃止の届出 | (長寿社会課) | 2 | ○予防接種を行う医師の承諾撤回公告 (同) 7 |
| ○指定介護予防サービス事業者の事業の廃止の届出 | (同) | 2 | ○予防接種を行う医師の承諾撤回公告 (同) 8 |
| ○県道の区域の変更 | (道路整備課) | 2 | ○鳥獣捕獲等事業の認定公告 (自然環境課) 8 |
| ○県道の供用の開始 | (同) | 2 | ○鳥獣捕獲等事業の変更認定公告 (同) 8 |
| ○道路の占用を制限する区域の指定 | (同) | 3 | ○入札公告 (産業政策課) 8 |
| 公 告 | | | ○農用地利用配分計画の認可公告 (農業政策課) 9 |
| ○入札公告 | (危機対策課) | 3 | ○地域登録検査機関の変更の届出の公告 (農業安全課) 10 |
| ○政府調達に関する協定に係る入札公告 | (管財課) | 4 | 公安委員会 |
| ○予防接種を行う医師に係る公告 | (健康推進課) | 6 | ○石川県公安委員会が行う交通の規制の一部改正 10 |
| ○予防接種を行う医師に係る公告 | (同) | 7 | 選挙管理委員会 |
| ○予防接種を行う医師に係る変更の公告 | (同) | 7 | ○政治団体の届出の公表 12 |
| | | | ○政治団体の届出事項の異動の届出の公表 12 |
| | | | ○政治団体の解散の届出の公表 13 |

告 示

石川県告示第422号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、平成30年度自衛官候補生募集の募集期間、採用試験の試験期日、試験場等を次のとおり告示する。

平成30年9月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 募集期間
平成31年3・4月採用予定者
(男子)平成30年7月1日から同年11月28日まで
*10月21日に実施する試験については10月17日まで
- 試験期日
平成31年3・4月採用予定者
(男子)平成30年10月21日及び同年12月1日
- 試験場
平成31年3・4月採用予定者

| 名 称 | 位 置 |
|-------------|----------------------------|
| 自衛隊石川地方協力本部 | 金沢市新神田4丁目3番10号(金沢新神田合同庁舎内) |
| 陸上自衛隊金沢駐屯地 | 金沢市野田町1丁目8番 |

- 応募手続
応募しようとする者は、市役所若しくは町役場又は自衛隊石川地方協力本部から志願票を受け取り、これに所定の事項を記入して、住所地为管轄する市長若しくは町長又は自衛隊石川地方協力本部に提出すること。
- その他
応募手続その他詳細についての問合せ等は、市役所若しくは町役場、自衛隊石川地方協力本部又は石川県総務部

市町支援課に行うこと。

石川県告示第423号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から、次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

平成30年9月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 事業所番号 | 指定居宅サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地 | 廃止したサービスの種類 | 廃止の届出を受理した年月日 |
|------------|--------------------|--------------------------------------|-------------|----------------|
| 1771700406 | 医療法人社団 美能里会 | 美能里会 訪問介護事業所 鳳珠郡能登町字宇出津ム字13番地 | 訪問介護 | 平成30年 7月25日 |
| 1770300505 | ニシ・ウエルネス株式会社 | ニシ・ウエルネス特定福祉用具販売事業所 小松市白江町ト121番地1 | 特定福祉用具販売 | 平成30年 7月27日 |

石川県告示第424号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から、次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

平成30年9月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 事業所番号 | 指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地 | 廃止したサービスの種類 | 廃止の届出を受理した年月日 |
|------------|----------------------|--------------------------------------|--------------|----------------|
| 1770300505 | ニシ・ウエルネス株式会社 | ニシ・ウエルネス特定福祉用具販売事業所 小松市白江町ト121番地1 | 指定介護予防福祉用具販売 | 平成30年 7月27日 |

石川県告示第425号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、平成30年9月28日から同年10月12日まで縦覧に供する。

平成30年9月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 路線名 | 道路の区域 | | | | 関係図面の縦覧場所 |
|-----------|--------------------------------------|-----|-------------|-------|-----------------|
| | 変更の区間 | 旧新別 | 敷地の幅員(m) | 延長(m) | |
| 小松鶴来線 | 小松市龍助町64番地先から | 旧 | 10.78~10.95 | 163.6 | 南加賀土木総合事務所維持管理課 |
| | 小松市龍助町47番3地先まで | 新 | 10.78~38.60 | 163.6 | |
| 小松加賀自転車道線 | 下記区間を道路区域から除外する。 | | | | " |
| | 小松市吉竹町タ230番1地先から 小松市吉竹町タ386番1地先まで | | 5.70~15.50 | 310.8 | |
| " | 下記区間を道路区域に編入する。 | | | | " |
| | 小松市吉竹町タ252番地先から 小松市吉竹町タ386番1地先まで | | 3.00~5.50 | 297.8 | |

石川県告示第426号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。

なお、その関係図面は、平成30年9月28日から同年10月12日まで縦覧に供する。

平成30年9月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始の期日 | 関係図面の縦覧場所 |
|---------------|-------------------------------------|------------|-------------------------|
| 小松加賀 自転車道線 | 小松市吉竹町タ252番地先から 小松市吉竹町タ386番1地先まで | 平成30年9月28日 | 南加賀土木 総合事務所 維持管理課 |

石川県告示第427号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。
なお、その関係図面は、平成30年9月28日から同年10月12日まで縦覧に供する。

平成30年9月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 道路の種類、路線名、占用を制限する区域及び関係図面の縦覧場所

| 道路の種類 | 路線名 | 占用を制限する区域 | 関係図面の縦覧場所 |
|-------|-------|---------------------------------|-----------------|
| 県道 | 小松鶴来線 | 小松市龍助町64番地先から 小松市龍助町47番3地先まで | 南加賀土木総合事務所維持管理課 |

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

平成30年9月28日

公 告

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

平成30年9月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達役務の名称

石川県原子力防災訓練評価業務委託

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約日から平成30年11月30日まで

(4) 実施日及び場所

入札説明書及び仕様書による。

(5) 入札方法

石川県原子力防災訓練評価業務委託にかかる一切の経費を含めた金額により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免除事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額

を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成9年石川県告示第581号)に基づき、平成30年度において競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。
- (3) 指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 国又は地方公共団体と、平成27年9月1日から平成30年9月28日までの間に原子力防災訓練における避難退域時検査において当該業務と同種の業務を履行した実績があることを証明できること。

3 入札参加申請書の提出期限及び場所

入札者は、入札参加申請書に入札参加資格を証明できる書類を添付して、平成30年10月10日(水)までに4(1)の場所に提出しなければならない。

4 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地
石川県危機管理監室危機対策課防災グループ 電話番号 076-225-1482
- (2) 入札説明書の交付方法
(1)の交付場所において交付
- (3) 入札書の受領期限
平成30年10月18日(木)午後2時(郵送の場合は書留郵便とし、平成30年10月18日(木)正午必着とする。宛先は、(1)の場所とする。)
- (4) 開札の日時及び場所
平成30年10月18日(木)午後2時
金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁行政庁舎603会議室

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
免除
- (3) 無効の入札書
この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。
- (4) 入札に参加する者に必要な資格に関する事項の審査
この公告による入札に参加を希望する者は、2の(4)に係る事項を証明する書類を平成30年10月10日(水)までに石川県危機管理監室危機対策課防災グループに提出すること。
- (5) 契約書の要否
要
- (6) 落札者の決定方法
石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (7) 手続における交渉の有無
無
- (8) その他
詳細は、入札説明書による。

政府調達に関する協定に係る入札公告

次のとおりWTO(世界貿易機関)に基づく政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の適用を受ける一般競争入札を実施する。

平成30年9月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 調達内容

(1) 購入件名及び数量

超音波風速計ほか35件

(2) 調達件名の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成31年2月28日

(4) 納入場所

別途指定する場所

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加者資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成30年度に石川県において締結が見込まれる物品等の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（平成30年石川県告示第145号）に基づき、競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、4(1)に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

(3) 指名停止の措置を受けている者でないこと。

(4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札者に要求される義務

入札者は、当該調達物品を確実に納入できることを証明する書類を平成30年10月25日（木）までに4(1)の提出場所に提出しなければならない。なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県総務部管財課用度グループ 電話番号 076-225-1262

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

(3) 入札書の受領期限

平成30年11月8日（木）午前11時（郵送の場合は、書留郵便とし、受領期限内必着とする。宛先は、(1)の提出場所とする。）

(4) 開札の日時及び場所

平成30年11月8日（木）午後1時 石川県庁行政庁舎603会議室

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased

Ultrasonic anemometer and other 35 goods

(2) Delivery date

By 28 February 2019

(3) Delivery place

To be specified later

(4) Time limit of tender

11:00 a.m. 8 November 2018

(5) Contact point for the notice

Property Custody Division Ishikawa Prefectural Government

1-1 Kuratsuki Kanazawa 920-8580 Japan TEL 076-225-1262

予防接種を行う医師に係る公告

市町長が予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条第1項の規定により行う予防接種について、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第4条第1項本文の規定により当該市町長の要請に応じて当該予防接種を行う医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成30年9月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 医師の氏名 | 医師が協力を承諾した市町 | 予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所 |
|---------|--------------|----------------------------------|
| 中 山 みどり | 県内全域 | 小松市今江町に41 川北レイクサイドクリニック |
| 直 江 佑 美 | 〃 | 小松市向本折町ホ60番地 国民健康保険 小松市民病院 |
| 山 上 綾 子 | 〃 | 〃 |
| 浅 井 暁 | 〃 | 野々市市本町5丁目2番18号 浅井小児科医院 |
| 三 宅 靖 | 〃 | 金沢市福久1丁目95 三宅医院 |
| 中 條 正 博 | 〃 | 羽咋郡志賀町富来領家町ハの30番地 医療法人平成会 向クリニック |
| 高 瀬 修二郎 | 〃 | 〃 |
| 岡 田 圭一郎 | 〃 | 〃 |
| 福 島 俊 洋 | 〃 | 〃 |

予防接種を行う医師に係る公告

市町長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により行うB類疾病の予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の規定により当該市町長の要請に応じて当該予防接種を行う医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成30年9月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 医師の氏名 | 医師が協力を承諾した市町 | 予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所 |
|---------|--------------|-----------------------------------|
| 渡 辺 博 之 | 県内全域 | 加賀市富塚町中尾1-3 医療法人社団修和会 片山津温泉丘の上病院 |
| 山 本 祐 一 | 〃 | 〃 |
| 柳 村 尚 寛 | 〃 | 加賀市山代温泉35の11番地の1 医療法人社団加賀白山会 板谷医院 |
| 米 澤 淳 | 〃 | 小松市蛭川町西103番地1 明峰の里診療所 |
| 山 宮 大 典 | 〃 | 〃 |

予防接種を行う医師に係る変更の公告

市町長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により行う予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の規定により当該市町長の要請に応じて当該予防接種を行う医師の予防接種を行う場所について、次のとおり変更があった。

平成30年9月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 医師の氏名 | 予防接種を行う主たる場所 | | 変更年月日 |
|-------|-------------------------------|--|------------|
| | 新 | 旧 | |
| 南 英 夫 | 野々市市郷1丁目131番地 野々市よこみやクリニック | 野々市市北西部土地区画整理事業施行地区内119街区2 野々市よこみやクリニック | 平成30年1月24日 |
| 村 田 亘 | 〃 | 〃 | 〃 |

予防接種を行う医師に係る変更の公告

市町長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により行うB類疾病の予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の規定により当該市町長の要請に応じて当該予防接種を行う医師の予防接種を行う場所について、次のとおり変更があった。

平成30年9月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 医師の氏名 | 予防接種を行う主たる場所 | | 変更年月日 |
|---------|-----------------------------|---------------------------|-----------|
| | 新 | 旧 | |
| 越 野 慶 隆 | 金沢市朝霧台1丁目176番 こしの内科クリニック | 金沢市森山1丁目5番26号 もりやま越野医院 | 平成30年5月7日 |
| 鈴 木 尚 | 〃 | 〃 | 〃 |

予防接種を行う医師の承諾撤回公告

市町長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により行う予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の承諾を撤回した医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成30年9月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

| | | |
|-------|-------------------------|------------|
| 医師の氏名 | 予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所 | 承諾撤回年月日 |
| 向 歩 | 羽咋郡志賀町富来領家町ハ30番地 向クリニック | 平成30年7月25日 |

予防疫種を行う医師の承諾撤回公告

市町長が予防疫種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により行うB類疾病の予防疫種について、予防疫種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の承諾を撤回した医師の氏名及び予防疫種を行う場所は、次のとおりである。

平成30年9月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

| | | |
|---------|--------------------------|------------|
| 医師の氏名 | 予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所 | 承諾撤回年月日 |
| 田 島 剛 一 | 加賀市別所町1-42 別所おんせんクリニック | 平成30年7月20日 |
| 高 橋 一 郎 | 加賀市深田町口2の1 介護老人保健施設 太陽の丘 | 平成30年6月30日 |
| 国 分 信 弥 | 〃 | 〃 |

鳥獣捕獲等事業の認定公告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第18条の2の規定により、次の鳥獣捕獲等事業者について鳥獣捕獲等事業の認定をした。

平成30年9月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

| | | |
|----------|-----------------|--------|
| 事業者の名称 | 住 所 | 代表者の氏名 |
| 有限会社山口建築 | 野々市市新庄4丁目201番地1 | 山 口 章 |

鳥獣捕獲等事業の変更認定公告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第18条の7第1項の規定により、次の鳥獣捕獲等事業者について鳥獣捕獲等事業の変更の認定をした。

平成30年9月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

| | | | |
|--------------|----------------|---------|------------|
| 事業者の名称 | 住 所 | 代表者の氏名 | 認 定 日 |
| 一般社団法人石川県猟友会 | 金沢市北安江3丁目1番38号 | 辻 森 金 市 | 平成29年9月25日 |

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

平成30年9月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 調達内容

- (1) 購入件名及び数量
自動真密度測定装置 一式
- (2) 調達件名の特質等
入札説明書による。
- (3) 履行期限
平成30年12月14日
- (4) 履行場所
石川県工業試験場

(5) 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加者資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）に基づき、平成30年度において競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。
- (3) 県の指名停止の措置を受けている者でないこと。

3 入札者に要求される義務

入札者は、次に掲げる事項について証明する書類を平成30年10月16日（火）までに4(1)の提出場所に提出しなければならない。なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (1) 当該調達物品が入札説明書に示す仕様に合致していること。
- (2) 当該調達物品を確実に納入できること。
- (3) アフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていること。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒920-8203 金沢市鞍月2丁目1番地
石川県工業試験場管理部総務課 電話番号 076-267-8080
- (2) 入札説明書の交付方法
(1)の交付場所において交付
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
入札 平成30年10月30日（火）午後1時15分
開札 入札後、その場で直ちに行う。
場所 石川県工業試験場第2会議室

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
免除
- (3) 入札の無効
この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。
- (4) 契約書作成の要否
要
- (5) 落札者の決定方法
石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (6) 手続における交渉の有無
無
- (7) その他
詳細は、入札説明書による。

農用地利用配分計画の認可公告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成30年9月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 農用地利用配分計画の概要

| 賃借権の設定等を受ける者 | | 賃借権の設定等を受ける土地 |
|----------------|-----------------|---------------------|
| 氏名又は名称 | 住 所 | |
| 有限会社 北次農場 | 能美郡川北町字朝日イ24番地 | 能美郡川北町字土室379番1 |
| 農事組合法人 ファームくらみ | 河北郡津幡町字倉見夕352番地 | 河北郡津幡町字倉見ヲ291番1ほか4筆 |
| 加藤 篤 | 河北郡津幡町字牛首夕97番地 | 河北郡津幡町字種口83番1ほか4筆 |
| 谷口 雅亮 | 鹿島郡中能登町小竹テ45 | 鹿島郡中能登町小竹ほ21番ほか2筆 |
| 村木 てる江 | 羽咋郡志賀町仏木の15番地 | 羽咋郡志賀町仏木大40-1ほか3筆 |
| 三山 克志 | 羽咋郡志賀町町居ル21 | 羽咋郡志賀町草木日57-1ほか1筆 |
| 湯高 太喜夫 | 羽咋郡志賀町谷神ト91 | 羽咋郡志賀町谷神甲27 |

2 認可年月日

平成30年9月28日

地域登録検査機関の変更の届出の公告

農産物検査法(昭和26年法律第144号)第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から、次のとおり登録事項の変更の届出があった。

平成30年9月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

株式会社鈴八農機商会

鈴 大八

小松市高堂町ハ8番地

2 変更した事項

農産物検査を行う農産物検査員の氏名、住所及び当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類登録台帳に新たに記帳された者

| 氏 名 | 住 所 | 農産物検査を行う農産物の種類 |
|-------|--------------|----------------|
| 北 江美子 | 小松市今江町一丁目235 | 玄米 |

1 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

能登わかば農業協同組合

坂井 助光

七尾市矢田新町イ部6番地7

2 変更した事項

農産物検査を行う農産物検査員の氏名、住所及び当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類登録台帳から抹消された者

| 氏 名 | 住 所 | 農産物検査を行う農産物の種類 |
|------|--------------|----------------|
| 森 博文 | 七尾市白浜町37-3-1 | 玄米、大麦、大豆 |

公 安 委 員 会

石川県公安委員会告示第104号

石川県公安委員会が行う交通の規制(昭和47年石川県公安委員会告示第48号)の一部を次のように改正する。

平成30年9月28日

石川 県 公 安 委 員 会

別表第1(信号機の設置場所)金沢中警察署管内の表に次のように加える。

| | | | | | | |
|-----|-------|-----------------|--|--|--|----------|
| 416 | 久安5丁目 | 金沢市久安5丁目253番地4先 | | | | H30.8.29 |
|-----|-------|-----------------|--|--|--|----------|

別表第1(信号機の設置場所)小松警察署管内の表に次のように加える。

| | | | | | | |
|-----|---------|-----------------|--|--|--|----------|
| 228 | 額見町工業団地 | 小松市額見町工業団地4番地4先 | | | | H30.8.27 |
|-----|---------|-----------------|--|--|--|----------|

別表第1(信号機の設置場所)寺井警察署管内の表に次のように加える。

| | | | | | | |
|-----|-----|---------------|--|--|--|----------|
| 125 | 寺井西 | 能美市寺井町ソ112番地先 | | | | H30.8.27 |
|-----|-----|---------------|--|--|--|----------|

別表第2(一方通行)金沢中警察署管内の表に次のように加える。

| | | | | | | |
|-----|--------------|------------------------------------|----------|----|--------------|----------------------|
| 142 | 市道1級幹線70号尾山線 | 金沢市尾山町261番1地先から 金沢市尾山町442番2地先まで | 約160メートル | 終日 | 自動車及び原動機付自転車 | 西町四番丁から合同庁舎前交差点に至る方向 |
|-----|--------------|------------------------------------|----------|----|--------------|----------------------|

別表第2(一方通行)金沢中警察署管内の表20の項を次のように改める。

| | | | | | | |
|----|-----------------------|--------------------------------------|----------|----|--------------|---------------------|
| 20 | 市道本多町3丁目線9号、本多町2丁目線7号 | 金沢市本多町3丁目7番21号先から 金沢市本多町2丁目3番地先まで | 約275メートル | 終日 | 自動車及び原動機付自転車 | 本多町3丁目から本多町2丁目に至る方向 |
|----|-----------------------|--------------------------------------|----------|----|--------------|---------------------|

別表第2(一方通行)白山警察署管内の表に次のように加える。

| | | | | | | |
|----|--------|---------------------------------|----------|---------------|--------------|-----------------|
| 72 | 市道A3号線 | 白山市石同町12番地先から 白山市辰巳町60番地2先まで | 約170メートル | 6:00から22:00まで | 自動車及び原動機付自転車 | 石同町方向から鍛冶町に至る方向 |
|----|--------|---------------------------------|----------|---------------|--------------|-----------------|

別表第4(指定方向外進行禁止)金沢中警察署管内の表に次のように加える。

| | | | | | |
|-----|--------------|---------------------------|-----------------------------------|--------------|----------------------------|
| 888 | 市道小立野4丁目線14号 | 金沢市小立野4丁目7番7号先(小立野小学校南西角) | 金沢商業高校方向から天徳院方向への右折及び小立野2丁目方向への左折 | 自動車及び原動機付自転車 | 7:00から9:00まで(土、日曜日、休日を除く。) |
| 889 | 市道小立野4丁目線14号 | 金沢市小立野4丁目13番14号先 | 小立野大通り方向から天徳院方向への左折及び小立野2丁目方向への右折 | 自動車及び原動機付自転車 | 7:00から9:00まで(土、日曜日、休日を除く。) |

別表第4(指定方向外進行禁止)金沢東警察署管内の表391の項を次のように改める。

| | | | | | |
|-----|-------------|----------------|--------------------|--------------|----|
| 391 | 市道本町2丁目線13号 | 金沢市本町2丁目279番地先 | 金沢駅方向から六枚交差点方向への右折 | 自動車及び原動機付自転車 | 終日 |
|-----|-------------|----------------|--------------------|--------------|----|

別表第4(指定方向外進行禁止)白山警察署管内の表に次のように加える。

| | | | | | |
|-----|---------|-------------|---------------------|--------------|---------------|
| 552 | 市道A33号線 | 白山市辰巳町25番地先 | 殿町方向から石同新町方向への左折 | 自動車及び原動機付自転車 | 6:00から22:00まで |
| 553 | 市道A33号線 | 白山市辰巳町46番地先 | 末広一丁目方向から石同新町方向への右折 | 自動車及び原動機付自転車 | 6:00から22:00まで |

| | | | | | |
|-----|---------|-------------|-------------------------------|--------------|---------------|
| 554 | 市道中央通り線 | 白山市辰巳町73番地先 | 末広一丁目方向から成町方向への左折及び石同新町方向への右折 | 自動車及び原動機付自転車 | 6:00から22:00まで |
|-----|---------|-------------|-------------------------------|--------------|---------------|

別表第4(指定方向外進行禁止)白山警察署管内の表264の項を次のように改める。

| | | | | | |
|-----|---------|------------|-----------------------------|--------------|---------------|
| 264 | 市道中央通り線 | 白山市辰巳町5番地先 | 松任駅方向から成町方向への右折及び石同新町方向への左折 | 自動車及び原動機付自転車 | 6:00から22:00まで |
|-----|---------|------------|-----------------------------|--------------|---------------|

別表第7(歩行者用道路)金沢中警察署管内の表78の項を次のように改める。

| | | | | | |
|----|-------------|--|----------|------------------------------|--------------|
| 78 | 市道本多町1丁目線9号 | 金沢市本多町1丁目18番11号先から 金沢市本多町1丁目7番5号先まで | 約150メートル | 7:00から9:00まで (日曜日、休日を除く。) | 自動車及び原動機付自転車 |
|----|-------------|--|----------|------------------------------|--------------|

別表第13(車両通行帯)金沢東警察署管内の表11の項を次のように改める。

| | | | | | |
|----|-----------------|--|--|----|---------|
| 11 | 市道1級幹線12号北間・中橋線 | 金沢市北安江3丁目14番26号先から 金沢市北安江3丁目14番15号先まで (広岡交差点方向から北安江町に至る方向) | | 3本 | 約70メートル |
|----|-----------------|--|--|----|---------|

別表第4(指定方向外進行禁止)大聖寺警察署管内の表6の項を次のように改める。

| | | |
|---|---|---|
| 6 | 削 | 除 |
|---|---|---|

別表第14(進路変更禁止及び進行方向別通行区分)金沢東警察署管内の表20の項を次のように改める。

| | | |
|----|---|---|
| 20 | 削 | 除 |
|----|---|---|

選挙管理委員会

石川県選挙管理委員会告示第86号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

平成30年9月28日

石川県選挙管理委員会

(政党の支部以外のその他の政治団体)
国会議員関係政治団体以外の政治団体

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 届出年月日 |
|----------|--------|----------|--------------|------------|
| 金沢をよくする会 | 浮田俊彦 | 嶋善昭 | 金沢市疋田1丁目33番地 | 平成30年8月27日 |

石川県選挙管理委員会告示第87号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり公表する。

平成30年9月28日

石川県選挙管理委員会

(政党の支部以外のその他の政治団体)

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 異動事項 | 新 | 旧 | 異動年月日 |
|----------------------|--------|-----------------------|---------------------------|--|-------------|
| 大東亜魂誠會 | 市村 俊輔 | 代表者 | 市村 俊輔 | 階戸 慎一 | 平成29年12月31日 |
| | | 会計責任者 | 市村 俊輔 | 吉川 俊輔 | |
| 石川県石油政治連盟 | 本村 幸宏 | 会計責任者 | 清水 和雄 | 道下 洋己 | 平成30年8月1日 |
| 足立としゆき 石川県建設産業後援会 | 吉光 武志 | 国会議員 関係政治 団体の区分 | 国会議員関係政治 団体以外の政治団 体 | 法第19条の7第1 項第2号に係る国 会議員関係政治団 体 | 平成30年8月23日 |

石川県選挙管理委員会告示第88号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公表する。

平成30年9月28日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

(政党の支部以外のその他の政治団体)

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 解散年月日 |
|----------|--------|-------------|
| 高田じんや後援会 | 窪田 外志治 | 平成29年9月30日 |
| わかさ明彦後援会 | 高崎 博 | 平成29年12月30日 |
| 大東亜魂誠會 | 市村 俊輔 | 平成29年12月31日 |

